緊急通報体制等整備業務委託公募型プロポーザル実施要項

1　目的

本事業はひとり暮らし等の高齢者宅に緊急通報装置を設置することで、緊急時の備えとして福祉の増進に資すると共に、孤立死・孤独死を防止することを目的とする。

2　業務概要

(1) 業 務 名　緊急通報体制等整備業務委託

(2) 業務内容　別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

3　選定に係るスケジュール

項　目	日　程
公告日	令和８年１１月１０日（火）
参加表明書の提出締切日	令和８年１１月２４日（火）
質疑受付締切日	令和８年１１月２４日（火）
質疑回答予定日	令和８年１２月　１日（火）
企画提案書提出締切日	令和８年１２月　８日（火）
選定審査委員会開催日	令和８年１２月１５日（火）
選定審査結果通知日	令和８年１２月２２日（火）

4　参加資格要件

(1) 沼田市契約規則（平成 17 年規則第 53 号）第 2 条第 2 項に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者。

(2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び沼田市の指示に柔軟に対応できる者。

(3) 国税、地方税を完納している者。

(4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 次の事項に該当しない者。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ　沼田市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

エ　自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

（ア） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

（イ） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

（ウ） 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

（エ） 暴力団員等（沼田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等をいう。）

（オ） 沼田市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

（カ） 破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体

5　参加表明書の提出

(1) 提出書類　参加表明書（様式第 1 号）

(2) 提出期間　令和 8 年 11 月 10 日（火）から令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出方法　持参又は郵送

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間とする。また、郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

(4) 提出先　沼田市　健康福祉部　介護高齢課　長寿支援係

(5) 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を受けることはないものとする。

ア　提出書類　辞退届（様式第 4 号）

イ　提出方法　持参又は郵送

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間とする。また、郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

ウ　提出先　沼田市　健康福祉部　介護高齢課　長寿支援係

6　本件に関する質問の受付及び回答

(1) 提出書類　質問票（様式第 3 号）

(2) 提出期間　令和 8 年 11 月 10 日（火）から令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出方法

電子メールにより沼田市健康福祉部介護高齢課まで送付すること。送付後は受領確

認のため担当まで電話により必ず連絡すること。なお、電子メールの件名は「緊急通報体制等整備業務委託公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

(4) 回答方法

すべての参加表明者に対して電子メールにより回答する。なお、軽微なものについては、この限りではない。

(5) 提出先　沼田市　健康福祉部　介護高齢課　長寿支援係

6　企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア　企画提案書表紙（様式第2号）

イ　提案書（任意様式）

・緊急通報装置等に関する提案
・工事及び保守体制に関する提案
・緊急時の対応及び受信センターの体制に関する提案
・災害時の対応に関する提案
・個人情報の管理に関する提案

ウ　見積書（任意様式）

エ　会社概要（任意様式）

パンフレット等の会社概要での代用も可

オ　業務実績（任意様式）

直近5か年の類似業務の実績を最大10件まで記載すること。また、業務の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

カ　工程表（任意様式）

(2) 提出様式

ア　企画提案書を作成するソフトウェアや書体、文字サイズは問わない。

イ　企画提案書はA4版で作成し、添付資料がある場合も同様とする。

ウ　提案内容は文書で簡潔に概要を記述する。

エ　提案に当たっては、文書を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用してもよい。

(3) 提出部数　正本1部（製本したもの）
副本5部（ホチキス等で左上部を1か所止めたもの）

(4) 提出期間　令和8年11月25日（水）から令和8年12月8日（火）午後5時まで

(5) 提出方法　持参又は郵送

※持参の場合は、土・日曜日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。
また、郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

(6) 提出先　沼田市　健康福祉部　介護高齢課　長寿支援係

８　審査

(1) 選定審査委員会の設置

適正な審査を実施するに当たり、緊急通報体制等整備業務委託事業者選定審査委員会を設置し、選定委員会において企画提案書の審査並びに評価を実施する。

(2) 審査基準

下記の審査項目について採点を行う。

評価項目	評価基準
事務遂行能力	・事業を受託するのに十分な会社の規模であるか ・業務実績
緊急通報装置	・装置の機能 ・高齢者への配慮・工夫
工事及び保守体制	・設置時の体制（利用者への取り扱い説明方法や工事等） ・故障等異常時の体制について（異常の検知及び対応体制等）
緊急時の対応及び受信センターの体制	・職員体制（職員数及び有資格者の配置状況等） ・職員研修の実施状況 ・緊急通報業務及び相談業務（緊急時の連絡体制、相談対応等） ・お伺い電話業務（定期的な実施、通話内容）
災害時の対応	・受信センターのバックアップ体制 ・災害対応業務
個人情報の管理	・個人情報に関する管理体制 ・セキュリティ対策
価格	・固定電話回線１５０件 機器レンタル料を含めた１件当たりの月額（消費税別） ・携帯電話回線　１０件 機器レンタル料を含めた１件当たりの月額（消費税別）

９　選定審査結果の通知

選定審査結果については、すべての参加者に対して書面により通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。

10　契約

(1) 選定後に優先交渉事業者と沼田市とで契約締結に向けた協議を行い、契約予定日は令和９年４月１日となる。

(2) 前号の交渉が不成立の場合は、市は順次、次点以下の参加者と交渉を行う。

11　失格事項

次に掲げる事由に該当するときは、本件に係る資格を失うものとする。

(1) 定められた期間内に企画提案書が提出されなかったとき。

(2) 企画提案書の内容が、この実施要項に定めた条件を満たしていないと認められるとき。

(3) 企画提案書に著しい不備又は虚偽の記載があると認められるとき。

(4) 選定審査委員会への接触や他の参加者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正又は悪質な行為をしたとき。

(5) その他応募者の失格事項に相当するものと、沼田市が判断した場合

12　その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 企画提案書は返却しない。ただし、参加者の許可なく本プロポーザル以外の用途で使用しない。

(3) 提出期限後の企画提案書の一部又は全部の差し替えは認めない。

(4) 企画提案書は、審査にのみ複製を作成し使用することができる。

(5) 提案は１参加者につき１案のみ提出すること。

(6) 本プロポーザルは、令和９年度予算の成立を前提に行うものであり、本業務に係る予算が成立しなかった場合は、本企画提案が無効になることがある。

13　担当部署（提出・問合せ先）

〒３７８－８５０１　沼田市下之町８８８番地

沼田市　健康福祉部　介護高齢課　長寿支援係

電話番号：０２７８－２３－２１１１（内線３１５３）

FAX 番号：０２７８－２４－５１７９

メールアドレス：korei@city.numata.lg.jp